

東京大学アジア研究図書館規則

平成29年11月29日 図書行政商議会決定

平成30年 3月 5日 一部改正

令和 2年 7月16日 一部改正

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学総合図書館規則第7条第2項の規定に基づき設置されるアジア研究図書館の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 アジア研究図書館は、アジア関係研究資料の収集・管理・提供を通し、広くアジアに関する研究・教育を活性化するとともに、アジアに関わる新しい研究を創出することにより、東京大学における研究・教育と国際的なアジア研究の発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 アジア研究図書館においては、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) アジアに関する研究資料・情報の収集・管理・提供
- (2) アジアに関する研究の推進
- (3) アジアに関する国際研究交流の推進
- (4) アジアに関する研究・教育の支援
- (5) その他前条の目的達成のために必要な業務

(組織)

第4条 アジア研究図書館は、附属図書館と他部局の間で協定を交わすことにより、他部局に分館または分室を置くことができる。

第5条 アジア研究図書館に、館長を置く。

2 館長は総合図書館長が任命する。

3 館長の任期は3年とし、総合図書館長の任期を超えないものとする。ただし、再任を妨げない。

第6条 アジア研究図書館における研究は、附属図書館に置かれた研究部門と協働して行う。

第7条 アジア研究図書館に関する事務は、附属図書館事務部で行う。

(運営委員会)

第8条 アジア研究図書館に、その運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(利用)

第9条 アジア研究図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、アジア研究図書館の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。